

(京都市民健康づくり推進会議たばこ対策推進部会資料)

平成 27 年 3 月 25 日

保 健 医 療 課

京都市たばこ対策に関する取組について

1 京都市たばこ対策行動指針の経過

- 平成 17 年 2 月 京都市たばこ対策行動指針策定
- 平成 22 年度 行動指針中間見直し
 - ・ 平成 22 年 5～7 月 受動喫煙防止対策等に関する意識調査、公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査
 - ・ 平成 23 年 3 月 京都市たばこ対策行動指針見直し中間報告
- 平成 24 年度 京都市たばこ対策行動指針改定のための検討
 - ・ 平成 25 年 3 月 京都市たばこ対策行動指針（第 2 次）策定

2 防煙セミナー（喫煙防止教育）の実施状況

○ 京都市たばこ対策行動指針（第 2 次）に掲げる数値目標

	現状値 (平成 20～23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	最新値 (平成 25～26 年度)
未成年者（13～19 歳）の喫煙の割合 ※京都市思春期に関する意識調査	2.4% ※平成 20 年度	0%	2.3% ※平成 25 年度
喫煙防止教育の実施（年間受講者数） ※防煙セミナー実績値	7,363 人 ※平成 23 年度	14,000 人*	6,930 人 ※平成 26 年度

* 中学校在学中に少なくとも 1 回は受講できるよう市内の中学校 1 学年相当数としている。

○ 防煙セミナーの経年実施状況

		種別/年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
学校数（延）	中学		22	32	35	41	46	46	41	
	高校		13	15	12	6	9	7	5	
	合計		35	47	47	47	55	53	46	
生徒数（延）	中学		3,161	4,703	4,840	6,377	6,874	7,155	6,230	
	高校		2,303	2,253	2,199	1,079	1,671	1,054	700	
	合計		5,464	6,956	7,039	7,456	8,545	8,209	6,930	
(内訳) 保健センター 従事分	学校数	中学	—	—	—	10	28	37	37	
		高校	13	15	12	5	9	7	5	
		合計	13	15	12	15	37	44	42	
		保健センター 従事率(%)		37.1	31.9	25.5	31.9	67.2	83.0	91.3
	生徒数	中学		—	—	—	1,832	4,569	6,028	5,514
		高校		2,303	2,253	2,199	873	1,671	1,054	700
		合計		2,303	2,253	2,199	2,705	6,240	7,082	6,214

※保健センターの取組：平成 20 年度～22 年度は高校を、平成 23 年度から中学校を中心に実施した。

3 禁煙相談・支援実績について

保健センターにおいて禁煙相談を実施し、禁煙希望者には3箇月間の禁煙支援を実施している。

○ 京都市たばこ対策行動指針（第2次）に掲げる数値目標

喫煙者の割合 ※国民生活基礎調査(20歳以上)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成29年度)	最新値 (平成25年度)
男性	28.8%	16%	28.8%
女性	10.7%	7%	8.9%

<喫煙者の推移>

喫煙者の割合	平成13年度	平成16年度	平成19年度	平成22年度	平成25年度
男性	43.1%	41.2%	35.5%	28.8%	28.8%
女性	16.0%	15.4%	13.7%	10.7%	8.9%

○ 禁煙相談・支援実績

	禁煙相談	禁煙支援
平成25年度	120人	40人
平成26年度(上半期)	46人	14人

4 受動喫煙の防止

○ 京都市たばこ対策行動指針（第2次）に掲げる数値目標

		現状値 (平成22年度)	目標値 (平成29年度)	最新値 (平成25年度)
全面禁煙の実施	行政機関※1	55.3%	100%	—
	飲食店等※2	27.7%	56%	—
乳幼児の家庭内における 受動喫煙の機会		—	0%	—
飲食店での受動喫煙対策 の取組の表示		—	50%	参考※3 18.5%

※1京都市公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査の内、保健センター・支所、官公庁の実施率

※2京都市公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査の内、飲食店、小売、サービス業、宿泊施設の実施率

※3事業者連絡協議会調査

○ 官民一体での受動喫煙防止の推進「店頭表示ステッカー」の普及について

(1) 連携協定の締結

平成24年7月、事業者が主体的に受動喫煙対策に取り組むため、各生活衛生同業組合が中心となり、「事業者連絡協議会」が設立される。

平成25年5月、京都府・京都市・事業者連絡協議会と三者で「受動喫煙防止対策を推進するための連携に関する協定」を締結した。協定締結後、協議会に参画している各組合の加盟店舗を対象に、受動喫煙の推進を図るため、店舗のたばこの取扱いを示す「店頭表示ステッカー」を普及する取組を進めている。

＜「店頭表示ステッカー」の取組概要＞

- ・目的：店舗等の施設における受動喫煙防止対策の状況を示すことで、住民及び国内外からの観光客等、誰もが安心して施設を利用できる環境づくりを進めていく。
- ・対象：事業者連絡協議会に参画している各組合の加入店舗（12団体約4,000店舗）
- ・作成・配布方法：平成25年5月事業者連絡協議会が作成し、各組合の加入店舗に郵送した。
- ・ステッカーデザイン：別紙4参照

(2) 店頭表示ステッカーの普及拡大について

店頭表示の取組を更に推進するため、本市独自の取組として、商業施設を管理している市の関連団体に呼びかけを行い、各団体が事業者連絡協議会の「賛同団体」として取組に加わり、共に「店頭表示ステッカー」を普及している。

その後も、京都駅ビル、伊勢丹、アスティ等の京都駅周辺の商業施設や、錦市場商店街、河原町商店街が取組に参画した。

＜「賛同団体」として参画した施設＞

＜平成25年12月＞

- ・ゼスト御池（京都市役所前地下街）
- ・京都アバンティ（京都駅八条口すぐ）
- ・コトチカ（京都・四条・御池）（地下鉄各駅構内）
- ・ポルタ（京都駅前地下街）
- ・ラクト山科（地下鉄山科駅すぐ）
- ・パセオ・ダイゴロー（地下鉄醍醐駅すぐ）

＜平成26年3月＞

- ・京都駅周辺商業施設（京都駅ビル、伊勢丹、アスティ、ザ・キューブ）

＜平成27年3月＞

- ・錦市場商店街、河原町商店街

5 その他活動

(1) 世界禁煙デー、禁煙週間の取組(5月31日～6月6日)

- ・龍谷大学、立命館大学で防煙イベントを、NPO 禁煙推進研究会(以下NPO)や京都府と協働で実施した。
- ・四条烏丸交差点付近で防煙に対するチラシ配布を、京都府と協働で実施した。
- ・歯の広場や介護予防フェスティバルなどイベントや検診等の機会に、禁煙や防煙の大切さを呼びかけた。
- ・高台寺にて、庭園の無料開放と夜間ライトアップ等を行い、来場者へ受動喫煙防止のPRを実施。NPO、京都府と共催で実施した。

(2) ライフステージ別防煙・禁煙の取組（啓発パンフレット作成等）

< 妊産婦 >

○ 京都市たばこ対策行動指針(第2次)に掲げる数値目標

	現状値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	最新値 (平成 25 年度)
「妊娠中」の喫煙の割合 ※母子健康手帳の交付時アンケート結果	5.3%	0%	参考※1 3.7%
「出産後」の喫煙の割合 ※京都市母子保健に関する意識調査	8.2%	0%	4.7%

※1：京都市母子保健に関する意識調査(平成 25 年度調査)

- ・ 保健センターでの母子事業(母子健康手帳交付, 乳幼児健診, プレママ・パパ教室)を通じて妊産婦向けリーフレットを配布している。
- ・ 母子健康手帳交付時に妊婦に配布するテキスト「赤ちゃんといっしょ」に, たばこの害と禁煙の必要性についての記事を掲載している(年間約 12,200 部)。
- ・ 母子保健事業担当職員を対象に, 受動喫煙対策についての研修会を実施した。

< 未成年 >

- ・ 市立中学校の中学 1 年生全員に, 未成年者向け防煙リーフレットを配布(年間約 10,800 部)した。
- ・ 京都造形芸術大学で, 新入生を対象に防煙リーフレットを配布した。

< 成人 >

- ・ 保健センターでの禁煙教室等の健康教室や, 肺がん検診等の保健事業や, 健康づくりサポーターの活動において禁煙・防煙リーフレットを配布している。
- ・ 成人式で, 喫煙防止リーフレットをお祝い袋に入れ配布(1,000 部)した。



(3) 京都市ホームページ（情報館）の活用

たばこ対策行動指針や, 受動喫煙防止に関する取組等をホームページで紹介している。今後, 関連サイトのリンクなど充実を図っていく。

(4) 「市長の手紙」等市民からの問合せ対応

市長の手紙等市民から受動喫煙の意見が寄せられた場合, 対象の場所や店舗に出向き, 事象の確認や対象店舗や所管機関への助言などを行っている。

* 参考

路上喫煙対策について（文化市民局）

○ 「京都市路上喫煙等の禁止に関する条例」

路上喫煙等による身体及び財産への被害防止並びに健康への影響の規制を図るため, 平成 19 年 6 月に施行された。

平成 19 年 5 月 29 日	条例の制定
平成 19 年 6 月 1 日	条例の施行
平成 19 年 11 月 1 日	禁止区域の指定（河原町，四条通等 10 の通り）
平成 20 年 6 月 1 日	路上喫煙等禁止区域での違反者に対し，1,000 円の過料処分を科す
平成 22 年 7 月 1 日	路上喫煙等禁止区域の拡大（市内中心部 約 16.5 km）
平成 24 年 2 月 1 日	路上喫煙等禁止区域の拡大「京都駅地域」，「清水・祇園地域」 (約 27.4km)

○ 京都市路上喫煙等に係る過料処分件数

年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度 (上半期)
過料処分 件数	478	391	2,749	5,636	6,749	4,380	1,843

○ 京都市路上喫煙率について(%)

場所/調査時期	平成 19 年 7 月～9 月	平成 20 年 8 月	平成 22 年 8 月	平成 23 年 12 月	平成 24 年 2 月	平成 26 年 10 月
市内中心部	0.68	0.10	0.16	0.08	0.09	0.05
京都駅地域	—	—	—	0.33	0.23	0.03
清水・祇園地域	—	—	—	0.11	0.11	0.01

6 平成 27 年度 of 取組の方向性

たばこ対策行動指針の基づく取組の継続

(1) 受動喫煙の防止

○ 飲食店での受動喫煙対策の取組の表示の推進

「事業者連絡協議会」や商業施設と連携し、「店頭表示ステッカー」の普及を推進していく。また、取組に加わる賛同団体を増やしていく。

○ 保健センターで実施する保健事業での啓発

- ・ 健康教育，がん検診，乳幼児健診等の機会を通じ，喫煙や受動喫煙による健康被害に関する知識を普及啓発していく。
- ・ 大学との連携による普及啓発していく。

○ 関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

「京都市民健康づくり推進会議」「たばこ対策推進部会」の構成団体と連携のもと，それぞれの立場から趣旨に沿った取組（普及啓発，職場等の受動喫煙対策など）がなされるよう要請していく。

○ 世界禁煙デー，禁煙週間の取組

- ・ 平成 27 年 5 月 30 日に，NPO，京都府と連携し，イベントを実施する（高台寺にて，ライトアップイベント）。
- ・ 京都タワー，京都府庁，京都市役所を黄緑色にライトアップを行う。
- ・ 禁煙週間は，保健センターでの普及啓発をより積極的に実施する。

(2) 未成年者の喫煙防止

○ 防煙セミナー（喫煙防止教育）の実施

- ・ 教育委員会、NPO と協力して中学校で防煙セミナーの実施校を増やしていく。
- ・ 防煙セミナーに従事するスタッフの研修やマニュアルを充実し、従事可能なスタッフの充実を図る。
- ・ 教育媒体の充実を図る。

○ 市立中学 1 年生にパンフレットの配布

(3) 妊産婦の喫煙防止

○ 妊産婦を対象とする保健指導の推進

- ・ 母子健康手帳交付時、乳幼児健康診査、家庭訪問等の機会に喫煙習慣、受動喫煙の状況を把握し、保健指導を行う。
- ・ 必要に応じて、継続した禁煙支援を行う。
- ・ 母子保健事業に従事する職員の保健指導のスキルアップを図る。

○ 妊産婦向けパンフレットの配布

たばこを巡る動向を踏まえ、よりわかりやすく正確な情報にリニューアル、充実を図る。

(4) 成人の喫煙率の減少

○ 禁煙相談、禁煙支援の実施

事業の周知を図る。特に禁煙外来の適用にならない方の利用を勧める。

○ パンフレットの配布による普及啓発

○ 健康教育の実施

たばこによる COPD (慢性閉塞性肺疾患) 等健康教育の強化、禁煙外来の紹介などを含む健康教育の実施